

令和2年第4回東大和市議会定例会会議録第20号

令和2年12月16日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（13名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	社会教育部長	小俣学君
職員課長	矢吹勇一君		

議事日程

第1 第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 第 2 第 7 5 号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 第 7 6 号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 第 7 7 号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

〔総務委員会審査報告 日程第 5〕

- 第 5 2 第 1 5 号陳情 尾崎市長は、令和 2 年 9 月 2 5 日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情

〔厚生文教委員会審査報告 日程第 6～日程第 8〕

- 第 6 2 第 1 3 号陳情 不登校支援コーディネーター採用に関する陳情
- 第 7 2 第 1 4 号陳情 3 0 人以下学級の早期実現を求める陳情
- 第 8 2 第 1 6 号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情
- 第 9 議第 1 2 号議案 東大和市気候非常事態宣言決議
- 第 1 0 議第 1 3 号議案 少人数学級の推進に関する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 0 まで

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） 12月14日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る12月14日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

今定例会におきましては、本日机前にお配りしておりますとおり、議員提出議案2件が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。

なお、この議員提出議案2件につきましては、全議員による提出となっております。

また、12月11日正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第1 第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市議会議員の期末手当の支給月数を一般職の職員に準じて0.1か月引下げ、年間支給月数を4.65か月から4.55か月とするものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第8条第2項の規定は期末手当の額を定めるものでありますが、同項で定めております3月の支給月数を0.25か月から0.1か月引下げ、特別職の職員と同様に0.15か月とするものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和3年3月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第2 第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第2 第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を、一般職の職員に準じて0.1か月引下げ、年間支給月数を4.65か月から4.55か月とするものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条第2項の規定は期末手当の額を定めるものであります。同項で定めております3月の支給月数を0.25か月から0.1か月引下げ、市議会議員と同様に0.15か月とするものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和3年3月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第3 第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第3 第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年度の給与改定に係るものであります。

当市の給与制度は、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため、給与改定は原則的に東京都人事委員会の勧告に準じており、正規職員については、期末手当の支給月数を0.1か月引下げ、年間支給月数を4.65か月から4.55か月とし、再任用職員については、期末手当の支給月数を0.05か月引下げ、年間支給月数を2.45か月から2.40か月とするものであります。

なお、給与改定に係る東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、令和2年11月30日に同意をいただいております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第17条第2項及び第3項の規定は期末手当の額を定めるものでありますが、同項で定めております3月の支給月数を、正規職員については0.25か月から0.1か月引下げ、0.15か月とし、再任用職員については0.13か月から0.05か月引下げ、0.08か月とするものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和3年3月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番(森田真一君) 2点お伺いしたいと思います。

一つは、組合との間で既に話し合いで合意取れているということですが、この合意に当たって組合側から処遇全体について特に配慮を求められた点などがあればお伺いしたいと思います。

それから、もう一つですが、東京都庁職員労働組合が11月2日に、この2020年東京都人事委員会勧告に対する声明を出しています。これを見ますと、民間支給の特別給の月数が都の現行を0.08か月分下回っていたことから、今回年間支給月数を0.1か月、再任用職員は0.05か月引き下げるといふうにしています。

今回、市も都人勤に倣おうというのですが、しかし、人事院は国家公務員の特別給を0.05か月分引き下げる勧告を行っていて、47都道府県と20政令指定都市のうち、0.1か月分の引下げを勧告したのは東京都ほか1県ということで、都の引下げ月数は突出しているということでもあります。

また、引下げ幅についても、国家公務員や他の自治体が0.05か月の引下げであるのに対して都はその2倍となっていること、国では再任用職員の引下げは行わなかったのに、都は0.05か月の引下げ勧告を行うというのは、この場では極めて不当だと、こういうような声明を出されています。

一体なぜ東京がこういう突出する結果となっているのかということをお伺いします。

以上です。

○職員課長(矢吹勇一君) それでは、まず1点目の職員組合との合意に当たっての処遇面での配慮に関してでございますが、同意に当たりまして、職員組合側からは、職員の子育てに関連した休暇制度について、こちらについてはさらなる充実を図ることというのを求められてございます。

続いて、2点目でございます。東京都の人事委員会勧告に関しましてでございますが、こちらの勧告につきましては、都内の民間事業者における賞与の支給実績を調査し、これと職員の支給月数との比較をした結果として引下げが必要であるとの勧告があったものと認識してございます。

以上です。

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[5番 森田真一君 登壇]

○5番(森田真一君) 第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

本案は、東京都人事委員会の職員の特別給に関する報告と勧告に倣い、市職員の特別給について期末手当を

0.1か月引下げ、再任用職員についても期末手当を0.05か月引き下げるとしています。

この2020年、コロナ危機の下で、自治体職員は公衆衛生と市民の暮らしを守るとりでとなつて奮闘してきました。本来であれば、この奮闘に見合った特別の処遇がされても当然のものと考えます。

民間相場が下がったという理由で期末手当が削減されようとしています。東京都庁職員労働組合が指摘するように、今回はその民間相場より突出して引下げを行うとしており、都がコロナ禍に便乗して人件費抑制を狙う焼け太りを図ることを追認するのではないかという疑念も拭えません。このことは、市に対してもゆめゆめそのようなことがないよう同様の指摘をしておきたいと思ひます。

しかしながら、先ほど市からも既に組合との間で話し合いの場を持ち、労使間で決着がついたとの答弁がありましたので、さきに述べた点を指摘をし、今後の際限のない人件費抑制に結びつくことがないよう要望して、本案に賛成といたします。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よつて本案を原案どおり可決と決します。

日程第4 第77号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第4 第77号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第77号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を一般職の職員に準じて0.1か月引下げ、年間支給月数を2.60か月から2.50か月とするとともに、所要の文言整理を行うものであります。

なお、会計年度任用職員の期末手当の支給月数は、令和2年度及び令和3年度の2年間の経過措置を設け、段階的に支給月数を引き上げることとしており、令和2年度は1.3か月、令和3年度は2.2か月、令和4年度以降は2.6か月と現状定めております。

今回の条例改正は令和4年度以降の期末手当の引下げを行うものであり、令和2年度及び令和3年度の期末手当の支給月数に変更はございません。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正するものであります。

この改正は、第5条第2項に規定しております6月及び12月の期末手当の支給月数を1.30か月からそれぞれ0.05か月引下げ、1.25か月とするものであります。

第2条は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正するものであります。

この改正は、附則第2項及び第3項に規定しております経過措置を適用するための読替え規定について、文言の整理を行うものであります。

最後に附則であります。第1条による改正は、条例の施行日を令和4年6月1日とし、第2条による改正は、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（森田真一君） 3点ばかりお伺いしたいと思います。

今年度から導入された会計年度任用職員の期末手当については段階的に引上げを行うというふうにしてたと思うんですが、今回の改正によりどのように影響が今後現れるのかお伺いいたします。

それから、2番目に、該当すると見込まれる方々に対してはどのように説明をされるのか伺います。

それから、3番目に、先ほど決まりました職員の給与については、組合との話し合いが行われて、同意を得てということになってるわけですが、この会計年度職員さんの場合は、組合に入ってる方っていうのは多分ほとんどいらっやらないと思うんですけども、協議の場を設けるためにはこういった組合がないとできないのかどうかということをお伺いします。

○職員課長（矢吹勇一君） まず1点目でございます。会計年度任用職員の期末手当の支給月数への影響でございますが、令和2年度につきましては、先ほど提案理由で御説明したとおり1.3か月、令和3年度については2.2か月、令和4年度以降についての影響がございまして、現状は2.6か月と定めておりますが、今回の改正によりまして、令和4年度以降の期末手当について2.5か月に引下げとなります。

続いて、2点目、会計年度任用職員の方に対する説明でございますが、現在勤務しております会計年度任用職員に対しての事前の説明というものは特に行っておりません。今回の改正の決定後の適切な時期に情報提供していきたいと考えております。

続いて、協議の場ということでの組合についてということでございますが、地方公務員法に基づきます給与あるいは勤務条件に関する協議の当事者といたしましては、議員おっしゃいますとおり職員団体が対象となっております。現在会計年度任用職員の加入する職員団体はないことから、事前の労使協議ということでは特に行っておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 1点伺います。

今ずっと……先ほど市職員の給与の状況も出ましたけれども、正規職員が4.65から4.55、0.1か月分マイナスになると。で、再任用の短時間職員が2.45から2.4に0.05か月ですか、減ると。会計年度任用職員は2.6から0.1か月分で2.5ということで、削減率でいうと、正規職員と同じ0.1か月減らされるので非常に大きくなりますよね。ちょっとこれは普通に考えて理解が得られないんじゃないかというふうに思いますが、このようにな

った理由を伺います。

○職員課長（矢吹勇一君） まず会計年度任用職員の期末手当の支給月数に関しましては、再任用職員ではない正規職員の期末手当に準じて支給月数を決めているということで考えてございます。

一方、今御指摘の再任用職員の支給月数に関しては、今回改正、0.05か月の引下げということでの差があるということですが、こちらにつきましては、まず都人勤での勧告内容が再任用職員については0.05か月の引下げが必要であるとの勧告があるということでございます。

また、実際の支給月数に関しまして、再任用職員につきましては期末手当の支給月数、年間での支給月数が1.45か月ということで、一般職、正規職員に比べて低いということがございますので、この月数を考えた結果での0.05か月での引下げであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今の御説明で、短時間再任用職員は2.45から0.5減らすと、正規職員は4.65から4.55、会計年度任用職員も本市の場合は非正規というんですかね、という扱いだと思うんですよね、非常勤っていうんですか。

ですから、少なくともこの数字並べてみると、正規職員と同じように0.1月減る、もともとが正規職員と同じで4.65だったら理解できるんですけども、もともとのベースが4.65と2.6で非常に低いのに、同じ0.1か月減らすと非常に大きく削減幅になってしまうというのは、普通にはちょっと理解できかねるのではないかと思うんです。そこのところの説明を伺いたいです。

○総務部長（阿部晴彦君） 会計年度の任用職員の期末手当につきましては、基本的には正規職員の期末手当と同じ制度設計ということで月数としております。

今回東京都の人事委員会の勧告におきまして一般職の正規職員が0.1か月の引下げとなったことから、同じ月数での引下げとしております。

なお、給与に関することでございますので、近隣等との均衡を図る必要がございます。今回に当たりまして、近隣の自治体においても同様の考え方から0.1か月分の引下げとしているということを把握しておりますので、他の自治体との均衡にも考慮した内容となっております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第77号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

さきに第76号議案の討論で職員の給与、報酬に関する我が党の考え方を述べました。77号議案の非常勤職員の報酬についても同様の考えです。

経過措置との関連で、今年度、来年度については実質的な影響はないということでしたが、同じ0.1か月の引下げとはいえ、正規職員より引下げ幅の影響が大きいことは問題です。せっかく処遇改善を掲げて今年度より会計年度任用職員制度が導入をされ、長く望まれてきた非正規職員への期末手当の支給がようやく実現に至ったにもかかわらず、その出鼻をくじくような形で本案が示されたことは誠に遺憾です。

今や、全職員の過半を占める会計年度職員の多くは女性が担っています。この秋、コロナ禍で相対的に不安定な身分に甘んじてることが多い女性の自殺率が急上昇したニュースが話題となりましたが、他人事ではありません。

会計年度任用職員の待遇の抜本的な改善を引き続き求め、本案への反対討論といたします。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第77号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第5 2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情

○議長（中間建二君） 日程第5 2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、荒幡伸一議員の報告を求めます。

[総務委員会委員長 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） ただいま議題に供されました2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

令和2年12月11日に本委員会を開催し、副市長及び関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情を議題に供し、朗読終了後、直ちに質疑に入りました。

主な質疑は次のとおりであります。

まず1番目の質疑者からは6つの質疑がありました。

1つ目として、情報の開示と市民への説明について確認したいとの質疑に対して、市側から、市公式ホームページで令和2年9月30日の庁議の結果として掲載しているものについては開示と考える。制度として公表、説明する場合は、今の段階では不確定な情報であり、実施時期を決めて基本方針の改定後に公表また説明をしたいと考えているとの答弁がありました。

2つ目として、陳情に添付されている方針についてはなぜ市公式ホームページで公表しないのかとの質疑に対して、市側から、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針を見直しの根拠としており、実施時期が未定であることからその改定ができないため、現時点では公表や、広く説明のできる時期ではないと考えているとの答弁がありました。

3つ目として、なぜ基本方針ではなく、方針のほうを市長は決裁したのかとの質疑に対し、市側から、新型コロナウイルス感染症の影響で、実施時期は今後の状況を見ながら改めて検討することとなっていたが、市の考え方を一旦整理するため市の方針を決定したとの答弁がありました。

4つ目として、なぜ不確定な情報にもかかわらず市議会議員に情報提供したのか、また市議会議員に情報提供されたものは全て公表しているのかとの質疑に対して、市側から、今後実施時期によっては現在の方針内容を変更する可能性があることなどが想定されるため、現時点での内容として理解してもらえたと考えた。また、市議会議員へ情報提供するもの全てが市報等で公表されるものではないと認識しているとの答弁がありました。

5つ目として、使用料・手数料の見直しをする場合には、公表、説明の義務が法や条例などで定めてあるのか。また、市民に影響のあるものなどの公表、説明、意見聴取の基準というものを市として持っているのか。また、条例改正を行わなければならない案件の場合、市民への公表や説明はどのタイミングで行っているのかとの質疑に対して、市側から、使用料・手数料を見直す場合の公表や説明の義務はないが、今後行う必要のある案件であると認識している。基準については、意思形成過程で市民の意見を聴く方法としてのパブリックコメント制度については要綱を定め、それに基づいて行っているが、市民に影響のあるものなどに対しては公表や説明の基準はないと認識している。また、条例改正が必要なもので諮問や答申があるものは、市の公式ホームページ等で公表し、市として実施時期、また施行日、改定内容が決定した後に条例改正し、条例可決後にその内容について改めて公表しているものと認識しているとの答弁がありました。

6つ目として、多摩湖塾のような出前講座制度の中で、使用料・手数料などの在り方における市長が決裁した方針についてオーダーがあった場合の市の対応についてはどの質疑に対して、市側から、出前講座などの制度の中で現段階での説明を個別に求められた場合においては、実施時期が未定であること、また今後現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針の改定が必要であること、関連する条例の改正が必要であることなどを説明した上で内容を説明することは可能であるとの答弁がありました。

2番目の質疑者からは2つの質疑がありました。

1つ目として、もう一度見直した上で改定しないということもあり得るという内容だから説明できないのかとの質疑に対して、市側から、感染状況を冷静に判断し、実施時期を決めた段階で、社会経済状況の変化を考慮した上で、今回市の方針として定めた内容も一回見直す必要があるが、何にしる実施時期が不透明でいつになるか分からない段階であるとの答弁がありました。

2つ目として、行政改革の一環とはいえ、具体的に文化施設に対してお金を求めるような大きな転換をしようとしているわけなので、市として市民に説明する義務は当然あると思うがとの質疑に対して、市側から、きちんと実施時期を決めた後に基本方針を改定し、そこで市民に説明あるいは公表する考えだとの答弁がありました。

3番目の質疑者からは3つの質疑がありました。

1つ目として、公表、説明するまでの順序や市の考えを説明しないと余計混乱するのではという質疑に対し、市側から、新型コロナウイルスの影響はどういう状況になるか分からない。今後の実施時期により内容の変更も生じる可能性もあるとの答弁がありました。

2つ目として、庁議付議事案書で決定要旨にある新型コロナウイルス感染症の市民への影響というのは、一体具体的に誰の何を指しているのかとの質疑に対して、市側から、生活や子育てなどいろいろな面での助けになるような施策を一生懸命尽くしている。コロナの影響が進むとさらに仕事がなくなっている方など様々な影響が出ているので、経済を含めた影響と考えているとの答弁がありました。

3つ目として、公民館や市民センターの使用料は、大体がサークル、団体などが負担するわけであり、市と支払っている対象ということで言えば、個人ではないので経済的な影響は測定のしようがないが、どう配慮することができるのかとの質疑に対して、市側から、部屋の貸出しは団体が主になっていると思うが、総合的に経済的な状況に加え、感染状況、イベントなどの開催や規制の緩和状況、それらを勘案することで判断してもらいたいと考えるとの答弁がありました。

以上で質疑、自由討議を終了し、討論を行いました。討論は3件で、賛成の立場から2件、反対の立場から1件でした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。起立により採決を行った結果、起立少数、2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情は不採択と決しました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 荒幡伸一君 降壇〕

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 7分 休憩

午前10時11分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

本陳情は、令和2年第1回定例会、総務委員会で陳情された、2第2号陳情 市が検討している公民館・集会所等の使用料見直し（有料化）内容について、市が方針決定する前に市民への説明と市民が意見を述べる機会を求める陳情がまだ方針決定されていないからという理由で不採択になったことから、その後、令和2年9月25日に市長決裁で有料化方針が決定したことを受け、市民に決定内容の開示・説明をすることを求めています。

前回不採択となった理由に鑑みて、陳情内容は当然の要望であり、市報やタウンミーティングなどの方法で市民に速やかに決定内容を知らせることが本来求められます。

しかし、市は、今回決定内容を市民に公開できない理由として、有料化することは決定したが、実施の日程は決まっていないため市民には説明できない旨の答弁をされています。すなわち、決定はしたが決まっていないと言っているに等しく、陳情者をはじめとする市民に対して誠実に対応しているとは言い難いものです。

市民に説明できないような公民館等の有料化方針は直ちに撤回することを求めて、賛成討論といたします。以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。私は、2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情に反対の立場で討論いたします。

公明会派としては、これまでも公民館、集会所等の使用においては、市民に負担を求めることは慎重に検討することを求めてまいりました。また、市として一定の方針が決定されたとしても、そのことについて市民の皆様から広く理解を得られなければ市民へ負担を求めることはできないと考えます。市民の皆様により一定の負担を求める場合においては、丁寧な説明を尽くすことは当然必要なことであります。

今回示された方針については、市として方針は決定したものの、新型コロナウイルスの影響により実施時期については見当も立たない状況であり、実施時期の見通しが立たない限り具体的な制度にはなり得ず、実質的にこの方針は凍結状態であると理解いたします。

また、事務事業の進め方や方針の考え方については、出前講座などの制度の中で個別に説明できることも確認されました。しかしながら、このような状況で不確定な情報を広く市民に公表することは混乱を招く可能性

があることも理解できます。

以上のようなことから、この陳情の求めには反対いたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） 中野志乃夫です。やまとみどりを代表して、2第15号陳情に関して賛成の立場で討論を行います。

今回のこの陳情内容は、集会所、学習等供用施設また公民館等の有料化に関する内容であり、その説明を求めている内容であります。

当然ながら、この間、東大和市は公民館活動においても他市からも高く評価されるような活動実績を持っており、そこでまさに教育基本法にのっとり、また公民館法にのっとり、その趣旨に沿った活動をして、無料で基本的に活動して市民はしてまいりました。また、実際はその趣旨に多少そぐわないといえますか、経済活動的などいえますか、利益を求める行為、また政治活動に関しては有料を実際この間もしており、当然その形においては実際に既に有料の姿勢は取っているわけです。そして、そうした内容に関して、これに関して値上げをするということは、この間の市政の行政の上でも大変大きな変化であるわけです。

逆に言えば、市民からすれば、今まで無料だったものが突然有料になる、その理由をなぜかというのは当然疑問に持つのは当たり前であるし、それを求めている内容であります。

実際に東大和市は、今検討している第三次基本構想においても、市民の文化活動に関して手厚く援助する。例えば、心豊かに暮らせるまちづくり、そしてその中で、地域におけるコミュニティ活動、文化活動などを積極的に進めていく。また、誰もが生涯を通じて学び続けられるよう学習環境の向上に取り組み、豊かな人間性の実現と学習の成果をよりよい地域づくりのために生かすことができるまちづくりを進めていきます等々、まさにそうした活動の拠点となる公民館等の利用に関しても、その活動が保障できる環境があってこそその内容のまちづくり構想を進めているわけですから、当然そこに変化をもたらす、変更をもたらすのであれば、当然市民に納得のいく説明をするべきでありますし、今コロナの影響でそれが凍結されてるとはいつても、もともとそういう方針を決めた以上は、当然市民に説明するのが当然の、市にとってもそういう責任があると私どもは考えております。

よって、この陳情に関して賛成の立場で、やまとみどりとしては皆さんにもぜひ賛成していただきたいことを訴えて、討論として終わります。

以上です。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔9番 根岸聡彦君 登壇〕

○9番（根岸聡彦君） 自由民主党の根岸聡彦です。私は、自由民主党を代表して、2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情に反対の立場で討論をいたします。

この陳情は、今年の9月25日に市長決裁で集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針を決定し、市議会議員に開示したので、市民にも開示・説明しろという内容になっています。これだけを読めば、そのとおりと取れるかもしれませんが、本件は新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施時期が未定

であるということ、実施に当たっては関連する条例の改正が必要であるということ、また実施時期が決定するまでにその内容が変わってくる可能性があることなどなど、状況が多分に変化する可能性を秘めております。

ここで本陳情を採択することは、どんなささいなものであっても変更が発生した都度、市民への説明が必要となり、市民に不要な混乱を招くだけでなく、市役所の業務にも負担をかけることにつながるものと考えられます。

以上のことから、我が自由民主党といたしまして、本陳情には反対をするものであります。

以上です。

[9 番 根岸聡彦君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第6 2第13号陳情 不登校支援コーディネーター採用に関する陳情

日程第7 2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情

日程第8 2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情

○議長（中間建二君） 日程第6 2第13号陳情 不登校支援コーディネーター採用に関する陳情、日程第7 2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情、日程第8 2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情、以上陳情3件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長、実川圭子議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） ただいま議題に供されました2第13号陳情 不登校支援コーディネーター採用に関する陳情、2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情及び2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情について、厚生文教委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

以上は、令和2年12月10日に本委員会を開催し、行いました。

初めに、2第13号陳情を議題に供し、副市長、教育長、学校教育部長、参事、課長、副参事の出席の下、審査を行いました。

陳情趣旨朗読後、直ちに質疑を行いました。

主な質疑と答弁の内容は次のとおりです。

不登校支援コーディネーターの果たす役割と平成31年度の予算については、サポートルーム及びサポートルーム指導員の組織的な指導力の育成を図ることで、謝礼として247万3,800円と答弁。

3年間のモデル事業で市としてはその役割が終わったという認識かについては、サポートルーム指導員の人材育成やサポートルームの居場所や相談、学習等の機能強化について一定の効果が見られたと認識していると答弁。

現在どれぐらいの不登校の生徒がいるかについては、10月の時点で小学校が27名、中学校が81名で合計108名。

その不登校支援コーディネーターが携わった児童・生徒はどれくらいいるかについては、児童・生徒の保護者から個別の相談を受けていたケースもあるものと認識しているが、正確な人数は把握していないとのこと。

不在になったことで影響はないかについては、進路指導への支援はサポートルームの指導員が引き継いでいくことが可能であると考えているとのこと。

ほかの自治体での対応については、他市では不登校支援コーディネーター及び同等の人材を配置している自治体はないとのこと。

当市独自の採用する場合必要なことについては、高度な専門性が必要であり、それらを有する人材を継続的に確保することが課題とのこと。

コロナによって不登校の児童は増えているかについては、コロナが不安で学校に来させない、登校させないという児童・生徒も一定数いると認識しているとの答弁がありました。

質疑を終了後、自由討議を行い、2人からの発言がありました。

1名からは、強化はされたと理解したが、個別にも関わっているケースがあるということで、実際には当事者のお子さんや保護者の方の相談に乗っていた。不登校に特化した専門家の方は、子供にとっても保護者にとっても大きな支援になっていることは明らか。ある程度の期間、同じ方がいて信頼関係を築けることがすごく大事で、継続して採用していただけるというのが子供たちにとっても保護者にとっても望ましいことではないかと思うと発言がありました。

別の1名からは、コロナの影響が子供たちに出ているのであれば、そういった問題の対策のためにこういった人たちにも協力していただくことが必要ではないかとの発言がありました。

自由討議の中で、直ちに趣旨採択として採決されたいとの動議が出され、直ちに採決した結果、本陳情を趣旨採択と決しました。

次に、2第14号陳情を議題に供し、引き続き副市長、教育長、学校教育部長、参事、課長、副参事の出席の下、審査を行いました。

陳情趣旨朗読後、直ちに質疑を行いました。

主な質疑と答弁の内容は次のとおりです。

少人数学級の国や東京都の動向はについては、文部科学省の令和3年度概算要求で少人数による指導体制の計画的な整備について事項要求がなされている。衆議院文部科学委員会において、萩生田文部科学大臣は、少

人数学級については法律できちんと位置づけをして前に進んでいきたいとのこと。東京都は国の動向を見守っており、独自の基準を定める等の検討は行っていないとのこと。

小学校3年生や中学2年生になるときに急に40人規模の学級になる学校については、平成30年度から平成31年度にかけて15校中3校、平成31年度から令和2年度については15校中2校とのこと。

30人学級にした場合、現状と比較して学級数はどうなるかについては、今年5月1日現在の児童数で試算すると、市内15校で現状202学級に対して249学級となり、47学級増えるとのこと。

人件費については、細かく試算はしていないが、一般的に1人1年約1,000万円と言われており、単純に47人増えると毎年4億7,000万円必要になるとのこと。

教室の確保については、約34の教室が不足し、増やす場合は増築等を行う必要が生じ、この費用については試算していないとのこと。

現状の学級の児童・生徒数については、今年5月1日現在小学校児童数が4,379人、学級数が143学級、1学級当たり30.6人、中学校生徒数は2,017人、学級数が59学級、1学級当たり約34.2人となるが、学校や学年によってばらつきはあるとのこと。

教員の増員に当たってはどのように確保するかについては、市が独自に30人以下学級を定めた場合は、都が行う場合と規模が異なり、教職員の質の確保などに影響が出るものと考えられるとのこと。

ほかの自治体で30人以下学級を実現しているところはあるかについては、多摩地区で市が独自に行っている、または現在検討している市は一市もない、国の動向を見ているとのこと。

市として少人数学級の実現に向けて要望を上げているかについては、今年8月に市長会、教育長会を通じて国や東京都へ要望しているとのこと。

分散登校で少人数学級について、市内の小中学校の先生からどのような声が上がっているのかについては、教室内での児童・生徒の距離が保てたこと、個別の丁寧な指導が行えたことというような肯定的なお声をいただいているとのこと。

段階的に市としてやるとか、いろいろな可能性を探っていくことはできないかについては、市独自となると、校舎の増築、教員の質の確保や教員の人件費といった状況を考えると大変難しいとのこと。文部科学省のほうで検討を進めており、そうなったときの対応の方法をシミュレーションすることが今必要で、国の動向を見守っていきたいとのこと。

少人数のほうが感染予防対策を取りやすいという現場の教員の声を意識した上で今後研究していくことの重要性については、密集を避けてお子さん同士の距離を保てるということは少人数学級のよさの一つとして捉えていきたい。少人数だけがよいとか、大きな人数のほうがいいとか、バランスを十分に考えていく必要も出てくるのではないかと答弁がありました。

質疑終了後、自由討議はなく、討論を行いました。討論は3件で、本陳情に賛成の立場からのものが2件、反対の立場からのものが1件でした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、2第14号陳情は不採択と決しました。

次に、2第16号陳情を議題に供し、副市長、福祉部長、障害福祉課長の出席の下、審査を行いました。

陳情趣旨朗読後、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりです。

放課後等デイサービスはどのようなものかについては、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中にお

いて、生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することで障害児の自立を促進するサービスとのこと。

質の低い事業所が横行しているというのは事実なのかについては、株式会社等の経済的利益を求める法人等の参入が著しく多くなり、その後、指定取消しが後を絶たないという状況だが、市内では優良な事業所が運営し問題はないとのこと。

この制度を発足した当初、混乱なく導入に至ったのかについては、国が行った事業所影響調査の結果、自治体ごとのばらつきが見られることから、状況に応じて再判定を求められたとのこと。

陳情者以外に幾つ事業者があり、その方々の御意見については、市内には6事業所、平成30年の報酬改定の当初に1事業所から現状についての報告や相談があったとのこと。

各市町村の判定方法や、事業所の区分判定の状況の全国的な実態調査の詳細については、区分2に分類された事業所は84.9%、平成30年4月に廃止届、休止届を提出した事業所は80か所とのこと。

指標該当児判定と報酬との関係については、平成30年度報酬改定で指標該当児判定を基に新たに報酬区分を設定した。特に支援を必要とする指標該当児を前年度において全児童の50%以上を受け入れている事業所を区分1、それ以外の事業所を区分2として報酬を区分しているとのこと。

事業所への影響については、区分2の事業所が障害の重い児童を受け入れた場合や、障害が軽度であっても行動障害があるなど、対応が困難な児童を受け入れた場合でも基本報酬上、評価されないというような指摘があるとのこと。

国の動向と報酬改定の詳細については、現在厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて議論され、(仮称)要支援児加算や(仮称)要保護加算の検討が案として示されてるとのこと。

国では、区分1、区分2の体系を廃止する検討もなされているが、この指標該当児判定そのものの廃止については検討されていないのではについては、議論の資料にはこの判定の部分をなくすというところの記載がない。これを仮になくすとなると、この加算がなくなってしまうことにも読み取れるので、そういう意味では重度の方に関して報酬の提供がないとなり、運営としては大変厳しいものになると考えているとのこと。

自治体の担当者の専門知識については、東京都が実施する障害支援区分認定調査研修を受講しており、発達障害については主に保健師や精神保健福祉士、看護師などの専門職の相談支援系の職員が判定を行っている。判定のばらつきについては、国の報酬検討チームにおいても指摘されている。課長会、部長会で情報共有をして、適宜必要に応じて東京都や国に持っていくという手段が必要になっていくこともあろうかと思うとの答弁がありました。

質疑を終了後、自由討議を行い、2人から発言がありました。

1名からは、通所している児童に対して手厚いサービスで支援している事業所にきちんと報いる制度設計が必要であるとする。現在国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて議論されている新たな加算方式による報酬体系の見直しを実行するには、何かしらの判断材料が必要となり、判定指標が必要になってくるのではないかと。各障害者団体などの意見を聞いて、陳情の趣旨に沿った現状認識、課題の把握をした上で適切な報酬改定を目指しているようであり、直近の会議では区分1・2の体系を廃止するとの方向性も示されているので、検討の推移を注視していく必要がある。一旦廃止するというのはどうかと考えるとの発言がありました。

別の1名からは、何かしら加算をするための基準は必要なので、当事者の保護者の方か事業者の方からよ

く要望などを聞いて議論する必要があると思う。現状、保護者の方たちはこの判定ですごく傷ついている。これを廃止することで保護者の皆さんや事業者の方々の要望なら廃止をするべきと考えるとの発言がありました。

自由討議終了後、討論を行いました。討論は3件で、本陳情に賛成の立場からのものが2件、反対の立場からのものが1件でした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により2第16号陳情は不採択と決しました。

以上、厚生文教委員会における審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 実川圭子君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党の上林真佐恵です。2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情、2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情に日本共産党を代表して賛成の立場で討論を行います。

初めに、2第14号陳情について申し上げます。

少人数学級実現の願いは、子供や保護者、教職員だけでなく、広く国民の願いとして、コロナ感染拡大を機に改めて全国に広がっています。

学校再開直後の分散登校では、各地の学校で一時的に十数人の少人数学級が実現し、子供一人一人の表情がよく分かる、コミュニケーションも取れる、一人一人の勉強のつまずきを丁寧に見られるなどの声が相次ぎ、少人数学級が子供一人一人の学びを支える教育、柔軟な教育にいかにも有効であるかが全国の経験となりました。

しかし、分散登校が終わった後、子供たちが密を強いられている状況が続いています。陳情者の一人でもある市内小学校の先生からは、机を離さなければいけないため、壁に近くなってしまい、黒板が見えづらい子供がいる。机と机の間が狭いため、つまずいてけがをした教員がいた。コロナ禍の下で困難を抱え、宿題の丸つけや音読ができない家庭が増えているという実態が報告されています。

また、感染の不安から学校に行けなくなっている子供たちがいることも重大です。教職員も消毒などの新たな作業に追われ、疲れ果てています。

コロナ禍の前でさえ、いじめなどで対応が大変だったのに、先生の負担が多く目配りできなくなっている、これでは取り返しのつかない事件が起きてしまう、直ちに何とかしてほしいと求めた現役教員もいます。

この状況を一刻も早く解消し、一人一人に行き届いた安全・安心な教育環境を実現するために、1クラス当たりの人数を減らし、教員数を増やすことが必要です。国や東京都に対し早急な少人数学級の実現を強く要望するとともに、東大和市においても同時進行で実現のための具体的な検討を急ぐべきと考えます。

市独自で少人数学級を実現するためには多額の予算が必要となりますが、お金がかかるからできないではな

く、子供たちのためにどうしたら実現できるのかという視点で検討することを強く求めまして、本陳情に賛成いたします。

次に、2第16号陳情について申し上げます。

指標該当児判定による事業者区分制度によって減収となった事業所は全国で約8割近くにも及んでいることが放課後保障全国連絡会の調査でも明らかになっています。市内でも区分2の事業所では大幅に減収となり、必要な人員配置ができないという声があったことが市の聞き取り調査で明らかになっています。陳情者からは、100万円ほど減収となった事業所もあると伺いました。

指標該当児判定による報酬区分によって、懸命に活動支援に取り組んでいる事業者の運営が困難となっている実態があり、減収となった事業所では、職員の賃金や支援員を削減せざるを得ないなど活動縮小に追い込まれているばかりか、閉鎖となってしまった事業所もあると伺います。

判定に使われる指標は、事業者からは支援の質を図ることにつながらないと指摘されており、保護者からは、子供の思いや保護者の願いに反する項目であるとして戸惑いの声が多く上がっています。

放課後等デイサービスは、学校や家庭とも違った場所で仲間とともに育つことができる障害のある子供たちにとって欠かせない場所であり、手厚い支援を行うために十分な報酬を保障することが求められています。

国においては、現在次期報酬改定の検討がなされており、事業所ごとの区分1・2の体系を廃止し、共通的な基本方針を土台に、ケアニーズの高い障害児を受け入れた際の加算を充実させ、さらに支援に必要な人員配置について加算で評価していくという方向性が示されています。

厚生文教委員会の審議の中で、市は、指標判定を廃止すればこうした加算もなくなりかねないという認識を示しましたが、指標判定を廃止した上で必要な加配の仕組みを設けるなど、制度をよりよいものとすることは十分に可能であり、それこそが事業所や保護者の願いではないでしょうか。

全国放課後連が昨年行った放課後等デイサービスの指標判定と報酬区分廃止を求める要請署名に6万3,876筆が寄せられたことから、陳情者の求める指標該当児判定の廃止は、障害を持つお子さんやその保護者、事業所の切実な願いであると考えます。

陳情者をはじめとする全国の事業者の方々、日々目の前の子供たちの支援を行いながら、同時に制度改善のための運動にも真摯に取り組んでいます。

次期報酬改定の検討が進んでいる今だからこそ、市に対しようした事業所や保護者の方々の思いに耳を傾け、どうしたらよりよい制度となるのか、ともに考え、寄り添う立場に立つことを強く要望いたしまして、本陳情への賛成討論といたします。

以上です。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。私は、公明党を代表し、2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情、2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情に反対の立場から討論を行います。

少人数学級は、教員の負担を緩和し、子供たちの多様性に応じたきめ細かな指導が可能となります。また、コロナ禍で改めて学校の役割が注目され、感染症対策の観点からも少人数学級を実現しようという動きが出ています。それゆえ、子供たち一人一人にしっかりと教員が向き合える教育の場として、また子供たちの命と健

康を守るためにも少人数学級を実現していく必要があると考えます。

公明党文部科学部会は10月9日、小中学校の1クラス30人以下の少人数学級の推進を求める決議を政府に要請しました。決議では、自治体が中長期的な見通しを持って教職員や教室を確保できるように留意しながら学級編制の標準を引下げ、所要の教職員定数を確保するための財政措置を2021年度において講ずるよう求めたことに対し、加藤官房長官は、財務省、文部科学省ともしっかり話をしながら進めていきたいと応じています。

少人数学級は公明党が長年訴えてきたもので、コロナ禍で学校の役割が注目される中であって、約30年間見直しされてこなかった公立小中学校の学級編制の標準を引下げ、今こそ少人数学級を推進するときだと考えます。

少子化の時代、計画的に教職員を配置していけば、新たに大量に採用せず、教職員の質を確保しつつ、30人以下の少人数学級を実現することは十分可能であると考えます。

本陳情においては、国や都に意見書を出して働きかけてくださいとあるように、国や東京都に対して少人数学級の実現を求めていく必要性はあると考えますが、一方で、東大和市独自でも少人数学級を実現するように求めています。

この点においては、私の一般質問及び厚生文教委員会の質疑において、市から丁寧な答弁があったように、東大和市独自に少人数学級を導入することは、教室の確保、教員の採用、人件費、配置基準の整備など、多額の予算と詳細な制度設計を伴うことから現状では非常に困難であると考えます。

続きまして、2第16号陳情であります。放課後等デイサービスは、平成24年、制度が創設されましたが、利用者や事業者の数が大幅に増加し、利潤を追求し、質の低い事業所が増えていることから、支援内容の適正化と質の向上を図ることが求められてきました。

平成29年4月に指定基準等の見直しを行い、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において障害児の状態像を勘案した指標を設け、各事業所の利用者のうち、基準に該当する児童が占める割合に応じて区分1・2という報酬区分を設定する仕組みが導入されました。

現在国においては、放課後等デイサービスにおける現状、課題や関係機関からのヒアリングに加え、各自治体による実態調査などを踏まえ検討がなされている段階であります。

陳情者は、障害福祉サービス次期報酬改定における指標該当児判定廃止に関する意見書採択の要望をされてますが、私も他の多くの事業者の方からお話を聞く中で、陳情者の趣旨は十分理解できますが、ただ廃止をし、見直しなど代替案が示されていない中、支援内容の適正化と質の向上をどのように図っていくのかが不透明であります。

よって、国に意見書を提出することには賛成できかねます。

以上、反対討論といたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 自由民主党の森田博之です。2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情について、自由民主党を代表して、反対の立場で討論いたします。

放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中において生活能力向上のための訓練や社会との交流等、継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するサービスで

す。

放課後等デイサービスの基本報酬は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、それまで一律の単価設定になっていたものを、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、利用者のうち指標に該当する児童、いわゆる指標該当児を50%以上受け入れている事業所の報酬を高く評価する仕組みを導入しました。

陳情者の陳情理由にあるように、この仕組みにより支援の質の低い事業所が減ったかといえば、放課後等デイサービス事業を取り巻く現状として、株式会社等経済的利益を求める法人の参入が著しく多くなり、平成24年度には624事業所であった株式会社等が平成31年度には7,779事業所と約12.5倍に増加、それに比べ社会福祉法人においては、平成24年度811事業所であったのに対して平成31年度は1,993事業所と約2.4倍にしか増えていない状況であり、現に株式会社等が、放課後等デイサービス事業所に占める割合は57.3%に上っています。

株式会社等、経済的利益を求める事業者が必ずしも支援の質の低い事業所とは限りませんが、放課後等デイサービス事業者の指定取消しが後を絶たず、幸いにして東大和市内においては優良な事業所に運営していただいているとのことで、そのような問題は発生していないとのことですが、他の自治体の事業所の中には、運営に際して適正な人員配置をしていなかったり、不正請求を行っていたり、また著しく不当な行為を行ったなどを理由に事業者指定を取り消され、東京都においても8月、11月に各1法人に対して指定取消し処分が行われているなど、現在の取組が支援の質の低い事業所を減らすことにできていないというのが現状です。

また、陳情趣旨にある障害者に対する支援の必要性を正しく判定していないということについても、多くの指摘がされているようであります。

制度導入の平成30年4月からしばらくして、平成30年7月26日付で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室名で、放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組という通知が発出されました。国が行った事業所影響調査の結果、指標該当児判定により報酬区分が区分1と判定された事業所の割合に自治体ごとにはばらつきが見られたことから、状況に応じて、市町村において平成30年9月末までに指標による該当の再判定を積極的に実施することが求められたものです。

また、新たな報酬区分の適用開始時の見直しも示され、東大和市においては国から示された適切な判定のために留意すべき事項に基づき、個々の支給決定期間の更新に合わせて新指標による判定を行うとともに、保護者からの申出があった場合には、更新時期を待たずに適宜判定を行っているとのことでもあります。

そのような中、現在国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて議論されている報酬改定の方向性で、現在の事業所ごとの区分1・2の体系を廃止し、共通的な基本方針を土台に、ケアニーズの高い障害児を受け入れた際の加算を充実させ、さらに支援に必要な人員配置について加算を評価していく方向としてはどうかということが示されております。

国が検討している新たな加算方式による報酬体系の見直しを実行するに当たっては、対象児が真にケアニーズの高い障害児として受け入れた際の加算をつけるに値するかの判定に当たり、何かしらの判定材料が必要となってくるのではないかと推測されます。そのためには、内容はともかく、従来のような指標該当児判定に類似した判定指標が必要になってくるのではと認識しております。

現在国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームでは、各障害者団体などに意見を聞いて、陳情の趣旨に沿った現状認識、課題の把握をした上で適切な報酬改定を目指しているように見受けられます。

このような状況から、検討の推移を注視していくことが必要と考えますが、現存の指標該当児判定を一旦廃止するという点において、2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に

関する意見書採択の要望に関する陳情については、反対という立場とさせていただきます。

[11番 森田博之君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

2第13号陳情 不登校支援コーディネーター採用に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第9 議第12号議案 東大和市気候非常事態宣言決議

○議長（中間建二君） 日程第9 議第12号議案 東大和市気候非常事態宣言決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第12号議案 東大和市気候非常事態宣言決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 議第13号議案 少人数学級の推進に関する意見書

○議長（中間建二君） 日程第10 議第13号議案 少人数学級の推進に関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第13号議案 少人数学級の推進に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 中 間 建 二

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 根 岸 聡 彦

署 名 議 員 中 野 志 乃 夫